

ご存知ですか!?

国保シリーズ
No. 2

詳しいことは
国民健康保険係へ
(☎ 38-3111 内線39番)

社会保険等の被扶養者を認めてもらおうと 国民健康保険でなくなり その分保険税が掛かりません

“あなたの家族の健康保険加入は適正でしょうか。”

事 例	
小須戸一郎 世帯主(71才) 国民健康保険(老人) 【会社退職 収入額(年金) 210万円】	→→→ 国民健康保険 【太郎の社会保険該当せず】
イネ 妻 (69才) 国民健康保険 【主婦 収入額(年金) 160万円】	→→→ 太郎の社会保険被扶養者 60才以上180万円 【社会保険該当】 以下該当
太郎 長男(45才) 社会保険 【会社勤務】	社会保険本人
モモ 長男の妻(43才) 国民健康保険 【パート 収入額 135万円】	→→→ 国民健康保険 【太郎の社会保険該当せず】
さつき 長男の長女(20才) 社会保険被扶養者 【学生(東京)アルバイト 収入額 115万円】	→→→ 太郎の社会保険被扶養者 60才以下130万円 【社会保険該当】 以下該当

《該当すると思われる場合、会社等の
保険担当者に相談して下さい》

面倒がらずに 社会保険等の被扶養者への 手続きを

高齢者は病気等にかかりやすく、医療費も多くかかっております。
国民健康保険は相互扶助の制度で、資格の適用が他保険より広く、退職者等、高齢者は国保への加入となります。
よって、国保は財政基盤が弱い制度で、健全財政の維持には皆様のご理解・ご協力が必要です。

《資格の適用に協力下さい。》

	計 算 方 法
所得税	課税所得金額×8.31% (前年の所得-基礎控除)
資産割	固定資産税×29.58% (7年度の土地・家屋分)
均等割	加入者1人当たり×18,367円
平等割	1世帯当たり×23,647円

◀新鮮で安いと毎年大好評の野菜特売



▼マジックショー



◀なんだかとももお似合です
審判団のみなさん



◀ノコッタノコッタ!!

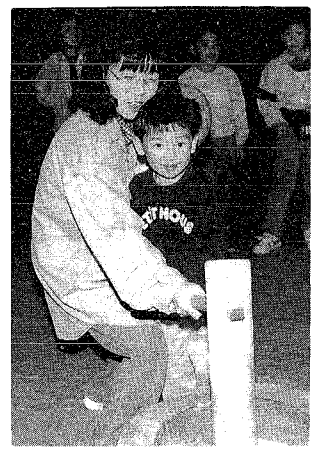


今年も盛大に
『第2回産業まつり』が
10月28日(土)・29日(日)の2日間
開催され、期間中はたくさんの方
が来場し、町の特産品や新鮮
な野菜等をたくさん購入してい
ました。

マジックショーあり
しりずもう大会ありの

第2回 産業まつり

～スナップ特集～



▶お母さんと一緒にもちつきだあく

▼持てますか?
抽選会で当たりました

